

第4回 奈良県総合治水対策推進委員会 議事概要

1 日時：平成28年5月18日(水) 9時30分 ～ 11時30分

2 場所：奈良県文化会館2階 集会室A・B

3 出席者：奈良県総合治水対策推進委員会委員10名(2名欠席)

奈良県県土マネジメント部 加藤部長、水本理事、平岡河川政策官 他6名

議事内容(主な意見)

●これまでの委員会における委員の意見及び対応方針

委員長：大和川ジャーナルは各戸配布しているのか。

事務局：現在、西和地区の市町村には、各戸配布している。他の市町村には、役場においている。西和地区は、水害に関して共通の課題を持っており、西和地区で会議を開催している。

委員長：財政的な問題もあるが、許す範囲でなるべく多くの家庭に配布することが望まれる。

松村委員：各戸貯留の効果がどの程度あるのか検証しているか。

事務局：現在、効果検証まで実施していない。滋賀県のシミュレーション結果では、広範囲に対策を実施しないと、効果に結びつかないようである。

松村委員：効果が出るというふうにして説明しないと住民の意識も高まらない。シミュレーションではなく、各戸貯留の効果を実際に計測してはどうか。

事務局：効果検証の実施について考えてみる。

松村委員：効果を住民に見せ、住民の理解が得られれば、対策がどんどん推進できるのではないか。

東川委員：罰則規定について、土取りの問題で世間の目も厳しくなっている。現時点の県の考えがあれば教えて欲しい。

事務局：これまで調整池をつくることに関しては、開発者の協力をいただいていた。造っていただく時、維持管理に入る時に、場面場面でどんな問題があるのかを整理した上で、罰則規定の要否を検討すべきと考えている。

委員長：場面場面で見るという事務局の回答は、非常に大事な視点である。

松村委員：罰則規定について、罰金の金額を上げるか、業者名を公表するなど別の制度を考えておく必要がある。また、どのように監視するのか監視体制を考えておく必要がある。罰則規定と公表規定と監視がセットにならないと実効性がないと考える。

松村委員：罰則規定の上限が法律で決まっているので、法律の方で何かコメントを頂ければと思う。

委員長：不法投棄も罰金が1千万円以下になったが、ほとんど効果が出ていない。過料を上げても、条例が守られることではないと思う。

南川委員：法律では罰則規定があるので、事務局の回答は、この法律で定めた罰則が使えるのではないかといった趣旨で良いか。

事務局：条例を定めるにあたり、根拠となる法令が上位にあるので、その法令の罰則を適用しようと考えている。

南川委員：上位法の罰則を使えるという単純な話ではないと思う。条例独自の罰則規定で刑罰を課すことになる。

松村委員：県の職員からすると、罰則について新たな仕事ができることになるが、問題はないか。

事務局：条例の検討とあわせて、条例制定後に事務手続きがどのようになるか整理する必要がある。

近藤委員：ひかえる区域（浸水の発生しやすい地域）という書き方は不十分である。条例のなかで外力を書く必要がある。「市街化区域に編入を抑制」は、禁止の意味か努力の意味か。10年確率規模の降雨時の浸水面積はどれくらいか。10年確率の根拠をきちんと説明できるような状態まで議論を整理した方が良い。今後、説明会、市町村との協議を行う際、県民に加え開発事業者にも説明することが重要と思う。今後の長期的な奈良県の県土づくり、市町村でのまちづくりを踏まえて、土地利用規制、外力等を慎重に検討していく必要がある。

事務局：都計法を根拠に10年確率規模を設定しようと考えている。滋賀県の条例でも、市街化編入の規制については、同じ降雨規模を適用している。抑制の意味については、実質は規制と考えている。市町村の独自の指針に関しては規制できないので抑制という表現にしている。条例を定めてから施行までの間に、県民、事業者に対して、この条例を周知したい。

川村委員：県民の役割について、この規定は心構えだけか、具体的な行動を期待しているのか。具体的な行動を期待しているのであれば、各戸貯留が流出対策の目的で補助金が交付されているのか。補助金を受けて設置した住民は、流出対策の目的ではなく、節水目的としているのではないか。

事務局：交付要綱では、流出抑制と雨水再利用を目的にされている。雨水再利用を目的にタンクを購入している住民も多いと思うが、一時的に雨水を貯めるということで流出抑制にも一役買っている。各戸貯留、県民のため池保全など、県民一人一人に総合治水に協力して頂かないと、効果が発現しないと考えている。

川村委員：一人一人が流出抑制に努めるものとする書くのであれば、具体的にどのような行動を期待するのか記載してもよいと思う。条文を作る前にどういうことを想定してこの条文を作っているのかということ、もう少し具体的にされた方がよい。

事務局：具体的な例をもって住民に説明するようしていきたい。

南川委員：県、県民の責務等を定めている部分は理念的に書くところである。総合治水に関する施策に協力するという中に入ってくると思う。2項に分けるのではなく一つにした方が、条例の形として格好がよいと思う。

委員 長：今回の骨子は事務局案であるので、法律の先生方に目を通して頂いたものを、次の委員会で提示することは可能か。

事務局：専門の先生と個々に相談させて頂き、まとめていきたい。

●大和川流域における総合治水に関する条例骨子案の検討

委員 長：ひかえる区域の設定は、委員会で議論するのか、次回提示され議論検討するのか。

事務局：先ず、外力、事象、規制のかけ方等について、治水専門の先生に個別に相談させて頂きたいと考えている。

委員 長：外力設定であれば、治水の専門家が決めるはなしではないと思う。

立川委員：近藤委員が指摘された長期的な展望を考えて、外力設定を考えていくべきかと思う。

委員 長：区域案とその根拠（奈良県が確保したい治水安全度、コスト等）も示して欲しい。

松村委員：ひかえる対策はソフト対策のイメージである。治水対策と確率規模を同じにする必要はないと思う。不動産を購入する際の重要事項説明に、この条例が入るかかどうか。

事務局：シミュレーションの結果、どのくらいの地区がひかえる区域に該当するのかを踏まえて考えていきたい。

南川委員：宅建業法の関係で、重要事項の中で説明する必要がある。

南川委員：重要と考えられる条例については前文がついている。総合治水は重要と考えているが、前文をつける説明を求められると思うので、説明できるようにしておいた方が良い。前文の4項と目的がほぼ同じ内容になっているなど、工夫が必要である。市町村は県民より責任があると思うので、「努めるものとする」の表現を改めた方が良い。市町村の責務の記載についても、誤解がないようにする必要がある。「しなければならない」と定めている部分については、法令との抵触の問題がないか検討していく必要がある。財産権の抵触については、立法事実を踏まえれば問題ないと思う。罰則についてはペナルティがあっていいと思う。法の体裁としては罰則を定めるのが基本と思う。法令の罰則を適用できるというところを再度検討して頂きたい。

南川委員：市町村に義務付けする場合など、最後に適用除外規定を設けるという方法もある。

南川委員：競合的な事務のため、県が条例をつくる過程で関係市町村と十分協議した方が良い。条例がつくられた後も、協働してやっていく必要がある。

平井委員：総合治水事業は協働責任がある事務。それを前提として、各市町村の意見を聴く、また、議会での説明など、段階を踏んだ手続きを含めて、協働の責任がある条例としての性格づけが必要。あわせて感想として、前文をつくるのであれば、国に対する要望（国の役割）等も記載できればよいと思う。

委員 長：国が実施する基本方針的などころの整合を図ることが大事と思う。国がなかなかできない地先の安全性を市町村ががんばるといった内容で、一緒になって取り組むといった趣旨が大事である。

東川委員：水には行政界がなく上流から下流まで一緒に考えないといけない。総合治水に対して市町村によって温度差がある。市町村の責務が明確にうたわれるのであれば、市町村に対して細かく意見を求めるなり、プロセスを踏んで頂きたい。責務が明確になれば財源の話が非常に重要となる。

吉田委員：昭和 58 年の大災害以降、今までの 30 年間の効果をうちだし、今後、10 年、20 年でここまでいきたいと明確にアピールしたい。一体となって取り組むといったメッセージを届けられるような仕組みを作っていただきたい。

中村委員：水田貯留の推進にあたり、水田の耕作者が管理をしないと効果はあがらないと思うので、それを記載すべきかどうか。農地の保水力の保全、ため池の保水力の保全等に係る箇所について、言葉つかいを精査した方が良い。

事務局：水田貯留の推進にあたっては、農林の補助、交付金等を活用しながら、地元の意見を聞きながら、農林部局と協力して実施していきたい。

●その他

立川委員：外力規模については、シミュレーションも大事であるが、県の意志があると思うので、この説明付けを考えて頂くのが大事かと思う。

委員長：ひかえる区域について、結果を早くみたい。見ないと次に進まないと思う。

以上